

審査を始めるに当たって

1 提出書類について

- ① 提出書類は正副各1部を提出してください（補佐人許可申請書は正本1部のみで結構です。）。また用紙はA4版を縦に用いて横書きとしてください。用紙が2枚以上にわたるときは左とじにし、ページ数を下に記載してください。
- ② 書類の提出者名には、組合申立ての場合には組合名及び代表者の役職氏名を記載し、個人申立ての場合には氏名だけを記載してください。
- ③ 代理人許可申請書、補佐人許可申請書、証人等尋問許可申請書等の書類は速やかに提出してください。

2 代理人及び補佐人について

- ① 代理人は、審査において、労働委員会に出頭して陳述したり、証人尋問を行う等、申立人本人に代わって審査手続きに関する一切の行為を行うことができる者です。代理人を申請する場合は、「代理人許可申請書・委任状（4号様式）」を提出してください。
- ② 補佐人は、申立人本人や代理人に付き添って審問廷に出席し、陳述の補足や証人尋問を行うことができる者です。補佐人を申請する場合は「補佐人許可申請書（5号様式）」を提出してください。

3 証拠書類等について

証拠書類を提出する場合には、各書証の右上に「甲第 号証」という一連番号を付すとともに、「証拠説明書（第7号様式）」を付け、証拠の作成者及びその証拠が申立人の主張のどの部分を立証するためのものであるかを記載してください。

4 証人について

自分の主張する事実を審問廷において口頭で明らかにするために、証人を申請することができます。その際には事実関係について証言できる者を「証人等尋問許可申請書（第6号様式）」により申請してください。

5 審問廷の秩序維持について

審問廷では審査委員長の指揮に従ってください。次のような行為を行う者は、退席させる場合があるので注意してください。

- ア 鉢巻き、たすき、ゼッケン等を着用したり、その他審問の場にふさわしくない服装の者
- イ 組合旗等の持ち込み、写真の撮影、ICレコーダーにより録音等を行おうとする者
- ウ やじ、こう笑等大声を出し、又は騒がしい行為をする者
- エ その他公正迅速な審査を阻害すると認められる行為をする者

審査を始めるに当たって

1 提出書類について

- ① 提出書類は正副各1部を提出してください（補佐人許可申請書は正本1部のみで結構です。）。また用紙はA4版を縦に用いて横書きとしてください。用紙が2枚以上にわたるときは左とじにし、ページ数を下に記載してください。
- ② 書類の提出者名には、名称と代表者の役職氏名を記載してください。
- ③ 代理人許可申請書、補佐人許可申請書、証人等尋問許可申請書等の書類は速やかに提出してください。

2 代理人及び補佐人について

- ① 代理人は、審査において、労働委員会に出頭して陳述したり、証人尋問を行う等、被申立人本人に代わって審査手続きに関する一切の行為を行うことができる者です。代理人を申請する場合は、「代理人許可申請書・委任状（4号様式）」を提出してください。
- ② 補佐人は、被申立人本人や代理人に付き添って審問廷に出席し、陳述の補足や証人尋問を行うことができる者です。補佐人を申請する場合は「補佐人許可申請書（5号様式）」を提出してください。

3 証拠書類等について

証拠書類を提出する場合には、各書証の右上に「乙第 号証」という一連番号を付すとともに、「証拠説明書（第7号様式）」を付け、証拠の作成者及びその証拠が被申立人の主張のどの部分を立証するためのものであるかを記載してください。

4 証人について

自分の主張する事実を審問廷において口頭で明らかにするために、証人を申請することができます。その際には事実関係について証言できる者を「証人等尋問許可申請書（第6号様式）」により申請し、審問を円滑、迅速に行うため、必要最小限の人数を申請してください。

5 審問廷の秩序維持について

審問廷では審査委員長の指揮に従ってください。次のような行為を行う者は、退席させる場合があるので注意してください。

- ア 鉢巻き、たすき、ゼッケン等を着用したり、その他審問の場にふさわしくない服装の者
- イ 写真の撮影、ICレコーダーにより録音等を行おうとする者
- ウ やじ、こら笑等大声を出し、又は騒がしい行為をする者
- エ その他公正迅速な審査を阻害すると認められる行為をする者

※ 答弁書を所定の期日までに提出せず、また、呼出期日に出席しないと、申立人の主張、立証に対する反論の機会を失い、不利な結果となることがあります。